

学校教育学専攻 芸術・体育系 美術教育問題群

選択科目 専門領域問題 1

問題1 以下の三つの言葉から一つ選び、説明しなさい。なお、選択した語句の番号を解答欄左上部の（ ）に必ず記入すること。(30点)

1. 創造性
2. 描画の発達段階における図式期
3. 自由画教育運動

【出題意図】

美術教育を研究するための基本的な語句の意味を理解し、かつ、簡潔に説明する力量の有無を評価するために出題した。

【解答例】

1. 創造性

創造性とは、何もないところから生み出す力だけでなく、既存のものを組み合わせて新しいものを生み出す力である。教育では、誰もが伸ばせる力として捉えられている。美術教育における創造性は、児童、生徒が対象や素材との関わりを通して、感じたことや心に浮かんだイメージを基に、自分なりに表す力である。例えば、中学校学習指導要領美術科では、感性を豊かにし、対象を深く見つめて想像力を働かせ、豊かに発想・構想し、意図に応じて創意工夫して表現することを重視している。美術教育はこうした創造性を育て、生徒一人一人の内面の豊かさや個性を伸ばす役割を担っている。

2. 描画の発達段階における図式期

図式期は5才～8才頃に見られるとされ、その子が概念として形成されているものが絵の中で様式的に表される時期をさす。基底線と言われる地面に見立てた線があったり、見えないはずの人やものを透かして描いたり、複数の視点で描いたりする表現等がみられる。この時期は目に見えるものをそのまま描くのではなく、自分の知っていることや経験から自分なりの論理をもとに描いていくとも言われる。こういったことを教師が理解しておくことは、子どもの表現の傾向をつかみ、適切に子どもたちが自己表現できる支援や環境づくりを意識していくことにつながる。

3. 自由画教育運動

明治期、大正期の図画教育は、殖産興業、富国強兵といった社会背景の中で、技術的な側面を重視した臨画が中心であった。その中で山本鼎は、子ども自身が自分の目や感覚でとらえることが大切であると自由画を提唱した。大正期の時代背景や、各地での教師の実践、自由画の展覧会や児童雑誌への掲載等もあり、運動として広がっていた。一方で「自由」の意味を指導の放任と取り違えたり、時代の変化等もあったり、

子ども主体の教育への大きな変革まではいかなかった。しかし子どもを主体においた自由画教育運動は、その後の美術教育の考え方に影響を与えたといえる。

問題2 図画工作科、美術科での協働的な学びについて具体的な事例をもとに論じなさい。(70点)

【出題意図】

現在の学校教育での課題を理解し、その上で教科の具体的な内容や方法につなげて説明をし、自分の意見も交え言語化する力を評価するために出題した。

【解答例】

解答例は公表しない

選択科目 専門領域問題2 「美術理論・美術史」

問題1 以下の文は、平成29年6月23日に公布、施行された文化芸術基本法を抜粋したものです。この中で挙げられている事項に触れつつ、自身の文化芸術の経験を具体的事例として挙げ、そこでの経験の意味や価値、および課題などについて論じてください。(100点)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）

改正 平成二十九年六月二十三日

【出題意図】

日本の文化芸術について、法的な位置付けが文化芸術基本法によって行われている。その内容について知っていることは、学校教育における美術の位置付けを考える上で重要なことである。法の条文の一部を示すことで、その条文の意味する具体的な活動などについて自分自身の経験と結びついて指摘することができるかどうかを問うとともに、それが社会的にもつ意味や価値などを考察することができるかを問う。

【解答例】

解答例は公表しない

学校教育学専攻 芸術・体育系 美術教育問題群

選択科目 専門領域問題3 「実技（鉛筆写生）」

問題1 与えられたモチーフと自身の手を組み合わせて素描しなさい。（100点）

【出題意図】

美術の教育に必要な基礎的な観察力に基づく描写力と、それを土台とした構成力や表現力を総合的に評価する。

【解答例】

解答例は公表しない